

学位論文審査の要旨

		要 旨
学位申請者	大多和 雅絵【論文博士】	<p>夜間中学校は、当初は学齢生徒を対象としていたが、1970年代にはその教育対象を学齢超過者へ変更した。夜間中学校は教育対象者を学齢超過者へと限定したことでその性格を大きく変更した。また、このことによって、多様な生徒を受け入れることを可能とし、夜間中学校が今日まで存続した。本研究は、公教育制度のなかで夜間中学校がいかなるものとして成立しているのか、その歴史的経緯と存立のメカニズムを解明することを通し、学齢超過者の教育を受ける権利の保障の問題を考察したものである。</p> <p>本論を通じ、夜間中学校が、義務教育機関でありながらも法的根拠が不明で、むしろ不明確であるために、その時々状況に左右され、必要に応じて処遇されるという経緯があって現在に至っていること、また、学齢超過者を対象とする夜間中学校が存在することにより、「国民」であっても法律で定めた年齢を超えれば憲法で保障された教育を受ける権利が保障されていない人々が多数存在する事実が浮かび上がることが明らかにされた。</p> <p>2回の審査委員会を通じて、「夜間中学校」「学齢超過者」の定義は論文の最初に明確に提示した方がよい、「教育権」という語は十分な説明が必要である、第1部と第2部のつながり方を十分に説明すべきである、「隠蔽」のような語は避けたらどうか、学齢超過者の義務教育を保障するシステムを本来どこまで用意すべきなのか（それが可能なのか）、制度研究としてのスタンスをはっきりさせる必要がある、といった指摘を受けた。2回にわたる修正によってこれらの問題点がおおむね解決されたので、2月10日に公開発表を行った。公開発表には本人・審査委員を除いて17人の参加者があり、4人から質疑が出された。学齢超過者の教育を夜間でのみ保障することに対する発表者の立場、「包摂」と「排除」の枠組みで夜間中学校を捉えた場合のその位置づけ方など、重要な論点を含むものがあったが、的確な応答がなされた。公開発表後に開かれた最終の審査委員会では、論文が十分に完成していること、公開発表での応答も問題なかったこと、外国語の学力も十分であることを確認した。</p> <p>以上の審査の経過および結果により、本審査委員会は、本論文が博士(社会科学)、Ph.D. in History of Education にふさわしいと判断し、合格とした。</p>
論文題目	戦後夜間中学校に関する歴史的研究 —学齢超過者の権利保障の問題を中心に—	
審査委員	(主査) 教授 米田 俊彦	
	教授 耳塚 寛明	
	教授 浜野 隆	
	教授 小玉 亮子	
	准教授 富士原 紀絵	
インターネット 公表	<p>○ 学位論文の全文公表の可否 (可 ・ <input checked="" type="radio"/>)</p> <p>○ 「否」の場合の理由</p> <p>ア. 当該論文に立体形状による表現を含む</p> <p>イ. 著作権や個人情報に係る制約がある</p> <p><input checked="" type="radio"/> 出版刊行されている、もしくは予定されている</p> <p>エ. 学術ジャーナルへ掲載されている、もしくは予定されている</p> <p>オ. 特許の申請がある、もしくは予定されている</p> <p>※ 本学学位規則第24条第4項に基づく学位論文全文のインターネット公表について</p>	